

第3回宮城県産業振興審議会

日 時 平成13年9月5日（水）

午後3時～午後5時

場 所 パレス宮城野2F「錦萩の間」

宮城県産業経済部

宮城県産業振興審議会委員名簿

平成13年7月1日現在
(五十音順、敬称略)

氏名	所属等	摘要
一力 雅彦	(株)河北新報社常務取締役編集局長	
大沼 毅彦	林業経営、住宅建築会社専務	
川村 恒雄	築地魚市場(株)常務取締役第二営業部長	
工藤 昭彦	東北大学大学院農学研究科教授	農業部会部会長
熊谷 多喜子	農業（水稻・園芸）	
白鳥 則郎	東北大学電気通信研究所教授	
高橋 四郎	(財)みやぎ産業振興機構プロジェクトマネジャー	審議会副会長
只野 喜男	(株)トーメン名古屋支社長	
谷口 和也	東北大学大学院農学研究科教授	
千葉 真知子	料理研究家	
千葉 基	古川市台町商店街振興組合理事長	
永田 英雄	(株)JTB情報システム代表取締役専務	
野上 秀子	(株)西武百貨店 a m s 西武仙台店店長	
芳賀 裕子	みやぎ生活協同組合副理事長	
早坂 みどり	建築設計事務所代表	
堀米 荘一	農業（水稻・畜産）	
宮下 雅光	(株)ストロベリーコーンズ代表取締役社長	
四ツ柳 隆夫	宮城工業高等専門学校校長	審議会会長
渡邊 郁子	ヤマトモ水産食品(株)取締役副社長	
上野 啓子	宮城県栄養士会常任理事	農業部会専門委員
菊地 良覺	東北工業大学工学部助教授	農業部会専門委員
佐々木 陽悦	農業（水稻・園芸）	農業部会専門委員
千葉 孝喜	米山町税務課長（元産業課長）	農業部会専門委員
三浦 昭悦	(株)JA加美よつばラドファ常務取締役	農業部会専門委員

1. 開 会

○加藤補佐 ただいまから第3回宮城県産業振興審議会を開催いたします。

2. あいさつ

○加藤補佐 開会に当たりまして、菅原産業経済部長よりごあいさつを申し上げます。

○菅原産業経済部長 産業経済部長の菅原でございます。

委員の皆様方には、ご多用のところ本審議会にご出席賜りましてまことにありがとうございます。ご案内のとおり基本計画につきましては、昨年11月に知事から諮問させていただきました。以降中間取りまとめという段階で審議会を開催させていただきました。また、農業部会は延べ7回にわたる討議を経てございます。委員の皆様方に多大なご協力、ご指導をいただいておりますことに、改めて御礼申し上げたいと存じます。

実はこの基本計画、13年度の早い時期に策定したいということで私ども県として考えております。今回の審議会でぜひ成案を取りまとめていただくようお願いを申し上げたいところでございます。県としましては、答申をいただきました案を計画策定手続を経まして公表してまいります。この基本計画を今後の農業振興、産業振興の指針として十分に活用してまいりつものでございます。

終わりに、本日の審議会でもご提言、ご意見をちょうだいいたしまして、よりよいものに仕上げていくように私どもも頑張っておりますので、ご意見、ご提案、よろしくまたお願い申し上げます。

本日はまことにありがとうございます。

○加藤補佐 本日、一力委員、川村委員、白鳥委員、只野委員、永田委員、谷口委員、宮下委員、菊地委員からは、事前にあいにくと所用のため欠席の旨のご連絡がございました。それからまだ見えてございませんけれども、野上委員、上野委員は間もなく見えられるものというふうに思っております。それで、なお本日の会議の定足数でございますが、2分の1以上でございます。この要件を満たしております、会議が成立いたしております。

3. 議 事

(1) 「みやぎ食と農の県民条例」に基づく基本計画（案）について

○加藤補佐 それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。審議会の会議は、条例の規定に基づきまして会長が議長に当たることになってございます。これからの進行は四ツ柳会

長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○四ツ柳会長 ただいまご紹介ありました四ツ柳でございます。

条例の規定によりまして会長が議長を務めるということですので、本日は農業部会の方から提案されました案件につきましてご審議をいただきたいと思ひます。

ご存じのとおり、今日本は大変な産業状況にありますし、それから産業のあり方も前例のない劇的な状況に推移しつつあります。さらにその長い先を見ますと人口減少の中で産業を考へるといふ、これまた前例のない今まで人類経験したことのない経済状態の中での県のあり方、もしくは日本全体のあり方を考へなければいけないといふ、大変重い責任を私たちがその一端を担うこととなりますので、そこまではきょう踏み込まなくて結構でございますが、それも頭の隅に入れながら、ぜひきょうは実り多い議論をお願ひ申し上げたいと思ひます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですが議事に入りたいと思ひます。

みやぎ食と農の県民条例に基づく基本計画の審議であります。前回全体会議でいろいろ意見を出していただいたその意見の中間取りまとめを行ひまして、その後農業部会において最後の報告書の取りまとめに向けてご検討をいただきてまいった次第であります。きょうの審議会では、農業部会で検討いただいた報告書をもとにいたしまして皆様方のご議論をいただきまして、審議会としての報告書の取りまとめを行ひたいと考えております。

本日取りまとめることができましたならば、その報告書につきましては後日私の方から知事に提出したいと考えております。

では、討議を続けてこの取りまとめを行ひました農業部会長の工藤部会長から、検討状況について説明をお願ひいたします。

○工藤部会長 それでは、皆さんのお手元の資料に基づきまして、かいつまんで説明したいと思います。30分ぐらいでというふうに言われておりますので、大体その範囲内で説明を終わらせていただきたいと思ひます。

まず、結構厚い「みやぎ食と農の県民条例基本計画（案）」というのがございます。開いていただくと目次が出ておりますが、事前に配付されておりますので皆さんお目通しいただいたと思ひますけれども、基本的な骨格は中間取りまとめの段階と変わってございませぬ。ただ、この間の会議、この審議会の折にいろいろな意見をいただきました。例えば、コスト削減とか労働力の削減、そういうものにもっと鋭意取り組む必要があるのではないかと。そのためにはアウトソーシング等々大いに考へたらどうだろうかというようなご意見をいただきました。それ

に関しては、後で本文の方を確認いただきたいんですが30ページのあたりに、サービス事業体とか第三セクターとか、いわゆる作業を専門に受託する組織体あるいは形態を育成するというような格好で取り組ませていただいております。それから、農業経営者レベルでは機械の共同利用を大分コストが高くなっているものですから、共同利用等々を促進するというような格好でご意見を反映させていただきました。

それから2点目は、これは会長の方からいただいた意見ですが、やはり品種開発の知的な所有権あるいは特許等々の活用が必要ではないかと。それについては五つの構造改革の頭のところに、知的資産の創造というふうな格好で取り組ませていただいておりますし、あるいは本文の24ページですが、今一々検討していただくことはないんですが、後で確認してください、品種登録や特許の取得等により適正な権利確保を図ると。あるいはその成果の有効活用を図るという格好を明記させていただきました。

それから、芳賀委員の方から、食の部分とか食べる側の部分が少ないのではないかと、もっと生活者の視点というものを取り込む必要があるだろうというようなお話がございました。芳賀委員は部会の方の委員でもございますのでその後もいろいろご議論いただいて、学校給食への地域食材の提供とか、あるいは健全な食生活の推進と食情報の発信とか、農が持つ豊かさの提供とか等々の項目のところに適宜取り込ませていただいております。

これで十分かどうかということはおざいますでしょうが、これも後でご議論いただきたいんですが、一応前回出された問題についてはこの案の中に反映させていただいたということを経初にご報告申し上げたいと思います。

それから、あと目次については前回も説明しましたが、大きく6本立てになっております。基本的な考え方、五つの構造改革、食と農へのチャレンジ、みやぎの食と農の振興に関する基本方針、これは実はこの母体となっております条例に定められた四つの柱に即した基本方針という格好で定めております。それとこれもまた条例にあるんですが、いろいろな項目について数値目標あるいはその将来の姿等々を明記せよというふうになっておりました。それに対応する部分がこの4のところでございます。5、みやぎの食と農の振興に関する推進方向、ここからはこれも条例で9項目ほどこういうことをやりなさいというふうに定められておまして、それに対応するような格好で基本計画の中ではこのようなことを考えたいというふうに盛り込んだところがございます。最後の6は、それぞれブロックの個性があるものですから、それぞれのブロック単位でこういう特性を生かした取り組みの方向についてまとめたものです。きょうの説明は、6はちょっと割愛させていただきます。あと1から5まで、本当にかいつまんで

説明申し上げます。

1 ページをお開きいただきたいと思います。

まず、計画策定に当たっての基本的な考え方ですが、これは基本的に前回と変わっておりません。上の囲みのところに書いてございますけれども、みやぎの食と農の県民条例の目標を達成するためにこの基本計画を定める、これが第1点ですね。それから、計画の期間は、およそ10年後というものをめどにして策定している。それがポイントでございます。ほかについては前回とほとんど変わっておりませんので、省略いたします。

3 ページをお開きください。

これが2の五つの構造改革、食と農のチャレンジのところですが、これも五つのチャレンジについては変わっておりませんが、大事なところですので復習させていただきますが、第1点目は、やはりマーケティング型農業に転換を図る必要があると。どうも宮城あるいは東北6県あるいは日本の農業全体がそうなんです、つくった物を売ると、一生懸命つくるからだから売ってくれというような格好の対応が主だったんですが、これからはかなりグローバル競争の時代です、売れるものをつくるあるいは買いたくなるものを提案する農業と。顧客事業創造とか付加価値創造型農業というキーワードを並べておりますが、それを意識改革等も含めて大いに推進したいというのが第1点です。

それと関係してありますが顧客、あえて顧客という言葉を使わせていただきました。消費者ということが一般的に言われていますが、部会の中でやはり顧客あるいはその中身は生活者であろうと。あるいは関連産業であろうと。ですから、そういう顧客というものを、需要がさまざまなものですから識別をきちんとしながらマーケティング戦略を展開する必要があるということです。ワン・ツウ・ワンマーケティングとかと書いてありますが、その下に素性或商品特性がわかる情報サービス提供型商品開発を進めたいと。宮城県の中でも一部そういう取り組みが始まっておりますけれども、まだまだ点でしかございません。そういうところを下のIT技術の利活用等々も含めて推進したいと。

それから、3点目はこういう時代ですので、長期農業不況と言っていいような時代だと思いますが、そういう不況を乗り切るためには技術革新、経営革新、これが当然問われるだろうと。ただし、技術革新の中身というのは環境時代なものですから、人と環境に優しい技術革新と、これをポイントにせざるを得ないのではないかとということですね。それと単に大規模化とか企業化ということではなくて、経営形態はさまざまあっていいと。大いに法人化も推進すべきであるし、法人化の中では株式会社もいいだろうと。それは本文の方に記載してありますが、そ

れはいろいろな形態があっても中身はやはり競争力と個性のある、そういう新しい経営創造を図っていく。自己責任、効率化等々に基づく競争力と個性のある経営創造を図っていくことが大切ではないかと、その辺を強調したかった。

それから、会長の方から出されました技術開発、新品種などの知的資産の創造を図ると同時に、特許の取得等々も必要であると。これを大いに推進すべきであるということを本文の中に記載してございます。

また、経営体育成の土俵づくり、どういう土俵かという、ご承知のとおりとにかく日本の農業、アジアの農業もそうなんですが、細切れ状態の土地を利用してやっております。したがって、規模を拡大しても農地が分散するとさっぱり効率性が上がらない。規模を拡大するに従ってコストが高くなるという笑えない現実もございます。したがって、いろいろな形態が育つためには、農業にとって不可欠な土地というものを効率的、合理的あるいはまとまった格好で利用できる土俵づくりを進める必要があるだろう。さらに、大変厳しい状況下で新しい状況にチャレンジする形態を育成するということなものですから、そういう形態に対しては国が今しきりに検討している経営所得安定対策等々も含めて、できれば宮城県バージョンのセーフティネットの整備等々についても検討していただきたい。

さらに4点目は、競争力のあるみやぎ型アグリビジネスの展開ということです。前回も申し上げましたけれども、どうも宮城県の場合にはアグリビジネス部門が非常に弱い。随分前からみやぎ型アグリビジネスを振興するという事で県の方でも取り組んでこられました、実態はまだなかなか進展しないと。したがって、食と農の距離ということも白書で指摘されております。日本の食を農と接近させるという意味合いも含めまして、ぜひアグリビジネスの展開に力を入れてほしいと。これが第4点目です。

それと最後になりますが、美しい住みよい農村空間の形成と農村の活性化。部会の中でも出ました。ヨーロッパを旅行した人々が日本に帰ってくると、どうして向こうの村が美しいのに日本の農村はこんな、極端に言うと汚いんだという話がしばしば出ます。全部が全部そういうわけではございませんけれども、やはり美しい快適な空間をつくると。そういう空間づくりの中で都市との連携とか、あるいは交流、最近農林水産大臣は交流では足りなくて滞流という言葉を使っていますが、まだこの基本計画は交流にとどめてございます。さらに、元気のいい農村ということで言えば、やはりビジネスを立ち上げる必要があると。美しい村づくりを推進すると同時に、その美しい村の経済基盤を支えるビジネスを展開する必要があるだろうと。従来型のビジネス展開はどちらかといえばどこも工場団地をつくって、外から誘致工場を呼び込

むというようなことをやってきましたが、今のような状況下では中国に行っても日本の農村には来ない。やはり、みずからの特性あるいは地域資源を生かした新しいビジネス興しというものに挑戦すべきだろうと。キーワード風と言うと癒し系、癒された後は元気が出るでしょうから括弧で元気系と、癒し（元気）系、環境・循環系、食・農系と、こういうキーワードでさまざまなコミュニティビジネス、巨大な資本を必要とするようなビジネスではなくて、まさしく地域の中で雇用の場をつくろうと。来た人が「あぁいいな」と思うようなビジネスがあると。それから、そのビジネスを展開しながら村も生き生きとよみがえるというようなところに焦点を当てて、さまざまな取り組みをしたらどうだろうか。ぜひやっていただきたい。

既にいろいろな取り組みが行われておりますけれども、そんなようなところを重点的に推進していただきたい。以上がチャレンジの五つの構造改革の中身でございます。

それから、次に5ページをお開きください。

3、みやぎの食と農の振興に関する基本方針というふうになってございます。これは先ほどちょっと申し上げましたが、条例の4項目に対応する部分です。(1)生活者の求める安全で安心な食料の安定供給、これをぜひ推進してくださいと。この基本計画でもいろいろな困難な状況がございますけれども、これはぜひ推進するという内容でまとめさせていただきました。それから、(2)競争力と個性のある農業の持続的な発展を図る。環境時代の産業として自立できる農業の持続的な発展、これを推進しようということで中身は書いてございます。それから6ページの(3)になりますが、農業・農村の多面的機能の発揮。さまざまな機能、市場では取引されない、いわば市場取引では価値が見えないさまざまな機能があるというふうに言われております。最近のWTO交渉の中では、多面的機能フレンド諸国ということで多くの国々がこの多面的機能をやはり発揮しようという、そういう国際的な動きも出てまいりました。ぜひ宮城県でもそういう機能を発揮するということに重点を置いた取り組みを展開したいと。

それから、7ページになります。(4)農村の経済的な発展と総合的な振興、これは先ほど申し上げましたコミュニティビジネス興し等々も含めて、大いに推進したいという内容になってございます。

それから8ページ、ここからは将来の姿等々に関する数値を掲げてございます。

1) が農業・農村の総合的な振興に関する見通し、部会の中で随分これは議論になりました。目標なのか見通しなのか、ちょっとその辺あいまいなところが残っておりますけれども、過去の趨勢をずっと線を引っ張ると、農家戸数はいずれの農家についてもこれは減らざるを得ない。どうも減るという現実はある。ただし、ここに主業農家というふうに書いてございますけれど

も、主業農家というのは統計用語で下に解説がついてあります。主業農家を中心に五つの構造改革のところに掲げましたように、個性と競争力のある経営体を育てていきたい。したがって、本来であればもっと減るかもしれないけれども、そのところは少し頑張って減り方を減らしております。ふえてはこないだろうけれども、やはり残った人、力強い人に残っていただいて、個性と競争力のある農業にチャレンジしていただきたい。

農業就業人口も減ります。基幹的農業従事者も減ります。減る中でやはりきちんと地域の農業を担っていく主体を形成せざるを得ない。粗生産額はそういう中でふやしたい。アグリビジネス生産額については、259%というふうになっておりますけれども、大いにふやしたい。それから、金額をごらんいただくと、ふやすといってもたったの88億円ですかということになるかもしれませんが、これはかなり限定的なアグリビジネスで、農業と連動性が強いところについてピックアップした数字です。アグリビジネスの範囲は広くて、食品産業あるいは資材産業、それから農機具メーカー等々全部入ってきますが、それは除いたまさしく農と距離が最も近いところのアグリビジネスについて88億円と。これについても、いやもっとふやせないのかと、いろいろ議論をしました。ただ、今の段階ではこの程度が限度ではないかということで、こういう数値になっております。

参考資料で、多面的機能の評価というのがございます。2,287億円、これはいろいろな評価法があるんですが、代替法でやったものですが、ごらんいただくと平成12年の農業粗生産額を若干上回っております。つまり多面的機能というのは、経済計算をすると粗生産額を上回る価値がある。ただし、これはほとんど認識されてございません。認識を深めさせていただくとすれば、まさしく交流あるいは滞流を通して文字どおりこういう価値がある、こういう価値がある農村は残していかなければならないのだなというような取り組みが必要だろうと。したがって、そういう取り組みを大いに推進するということを基本計画の中にうたってございます。

9ページ、県内農産物の生産努力目標、これも非常に難しい仕事でした。県の担当の方に知恵を絞っていただいて、一応品目ごとにこういう目標を掲げさせていただきました。栽培面積・飼養頭数等で、細かくは説明申し上げませんが、米からの脱却を図らざるを得ないと。その中で大麦、小麦をもっと伸ばせないかという議論しましたが、なかなか気象条件あるいは今の品種の問題があって、現状ではやはりなかなか難しいということでこういう数値にとどまっております。大豆は伸ばす、それから野菜を伸ばそう、花卉を伸ばそうと。今まで宮城県が不得意としてきた分野を少し力を入れて伸ばそうと、そういうような数値になってございます。

それから、10ページは主要品目の生産量ですが、栽培面積等を伸ばすと同時に生産量はそれ以上に、技術革新、経営革新等々を含めて生産量の数値はそれを若干上回るという格好で設定してございます。

次の11ページですが、県内農産物の供給力です。国の基本法では自給率ということが問題になりまして、基本計画で10年後45%まで、現行40%を5%引き上げるということになっておりますが、県単位でそういうカロリーベースの自給率の目標値というのは大変出しづらいものですから、ただ、宮城県一生懸命供給力という点では頑張ろうということで、こういう数値を掲げさせていただきました。米の供給力はこれはもうあり余るほどあるんですが、ほかのものが弱い。残念ながら米にはなかなか供給力がふえないというような数値になっておりますが、これは部会の方でももっとこれは技術開発を含めて、パンに加工特性のある小麦の品種改良をするとか等々を含めて、大いにこれからも検討していただきたいというような条件もつけさせていただきましたが、現在の段階ではこういう数値になってございます。

それから、次12ページ、農業生産の基盤として農地の問題があるんですが、国の方では農地面積は若干減るだろうけれども、減った農地の利用率は高めるということをうたってございます。宮城県も残念ながら都市化が進んでいるというようなこともあって、農地面積は若干減りますが、趨勢値に比べればやはり優良農地はきちんと残すということでこういう数値を考えさせていただきました。6%減ぐらいに抑えたということですね。それから、農地の整備状況については、これはやはり水田は稲をつくるということだけではございませんので、これからいろいろな作目をつくっていただくということになります。したがって、基盤整備、圃場整備等々あるいは効率的な農業を推進するための区画の整備、まだまだおくれておりますのでその辺は整備を進めたいと。農地の利用状況については、利用率は延べ面積という格好で限りなくこれはふやしていきたいというような数値になってございます。

次は、13ページ以降、みやぎの食と農の振興に関する推進方向です。これは中身はほとんど、もう時間がございませんので説明いたしません、項目だけです。

生活者の求める安全で安心な食料の安定供給に関する事項として、生活者から信頼される食料の安定供給を図ろうと。今後の展開方向としては、せっかく認証制度を立ち上げていますので、国のJAS法絡みもあるんですが、宮城県バージョンの認証制度も大いに活用しようというようなこと。これが13ページ①ですね。②は品質・衛生管理の高度化、これは0-157以降、あるいは雪印問題等がこの業界でも言われていることですし、農業サイドでもきちんと受けとめよう。それから、学校給食への地域食材の提供、これも随分議論しました。子供た

ちに地域の本当に安全・安心できる食材を大いに供給したいと。ところが、給食制度の問題等々があってなかなか一筋縄ではいかないという大変難しい問題を抱えておりますけれども、その辺を少し整理しながらぜひこれは実現していただきたい。健全な食生活の推進と食情報の発信、これはみやぎ21健康プランというものも別枠で企画しておられるようですので、そういうものとも連携しながら食生活指針を含めて、やはり情報を発信し、宮城県はこういう食生活をしていただきたいと。そうすると健康を維持できますよというような取り組みも必要だし、食材王国みやぎづくりの中でそういうメッセージを大いに発信していく必要があるだろうと。

2) はみやぎの人と環境にやさしい農業の推進ということです。ページをめくってください。今後の展開方向としては冒頭にも申し上げましたが、やはり環境時代ですから環境保全型農業、この推進というのは絶対に外せない。それと家畜排せつ物の適正処理の促進、これは法律もできましたが、まだまだ始まった段階です。やはり一生懸命畜産をやっても糞尿がばらまかれる、悪臭が放たれるということではとてもじゃないけど対応できないので、この辺はきちんと対策を講じていこうと。農業の資源循環機能、循環型地域社会というふうに言われています。昨年度循環型社会形成推進基本法も通りました。農業関係の法が余り連動していませんけれども、それはやはり大枠の法律が循環型基本法だと思いますので、そことの連動を基本計画の段階でも意識して推進したいという意味合いです。

それと、関連する数値目標を16ページに掲げておりますが、これについては時間の関係で後でござんいただきたいと思えます。

17ページ、競争力と個性のある農業の持続的な発展に関する事項です。

一つは、収益性の高い効率的な生産構造へ転換するという事です。今後の展開方向、①望ましい農業構造の確立、つまり米偏重型ではないバランスのとれた望ましい農業構造にシフトしていく必要があると。さらに次のページ、②水田を活用した土地利用型農業の活性化。水田は米をつくるということでもうずっとやってまいりましたけれども、ご承知のとおり事情なものですから、麦・大豆等々を含めて自給率の向上に貢献する、あるいは消費者に喜んで食べてもらえる地場産のそういうものをつくるという意味も含めて、土地利用型農業、水田を活用した土地利用型農業を大いに推進しよう。経営安定対策の推進は、これも冒頭申し上げましたが、国でも準備しておる経営安定対策と連動しながらセーフティネットの整備を推進していただきたい。

2) は優良農地の確保と有効利用です。これは先ほど農地面積等々についてはさっきの資料にございました。

19ページ、今後の展開方向。農業振興地域制度の適正な運用ということです。農業の土地利用に関しては、農業振興地域制度というのが昭和40年代にできて、今度改正されるんですけど、いずれまたきちんと農地をゾーニングして優良農地を残して生産基盤を整えていくと。無用な転用等々には規制をかけると。ただし、計画的な利用は推進していくということになっておりますので、適正な運用を図っていこうと。それから、耕地利用率の向上と耕作放棄地の縮小。耕地利用率、かつてはみんな大切に耕地を利用していました。120%、130%の利用率がございましたが、残念ながら最近は90%を割るというような状況です。したがって、本当に限られた資源ですから、有効利用を図って利用率を上げる。あるいは耕作放棄地、大分目立ってきましたけれども、これも非常にもったいない。これは有効活用を大いに図っていこうということです。

それから、ソフト施策と連携した農業生産基盤整備の推進というのは、わざわざソフト施策というふうここに記載したのは、単に基盤整備をやって圃場の面積を拡大したり、あるいは農道を整備したり通路を整備したりということではなくて、そういう整備とあわせてやはり担い手がきちんと農地を有効活用できるような、あるいはいろいろな施設、カントリーエレベーターとかいろいろな施設がございますけれども、その有効活用も含めて一体的に推進していこうと。どうも今まではばらばらではなかったのか。昭和37年から構造改善事業をやりましたが、一向に経営の構造改善にはつながらなかった。今度農水も反省して、経営構造対策という、経営という文言をつけた構造改善に切りかえました。宮城県もそういう意味合いも取り組みながら、宮城県バージョンの新しい整備を進めていこうということです。

21ページをお開きください。顧客の視点に立った農産物販売力の向上です。今後の展開方向は次のページになります。冒頭申し上げましたマーケティング戦略ですね、これは言うは易く行うは難しで、まだ人材も含めてあるいは組織体制も含めて大変難しい問題がございますが、それに鋭意取り組んでいかないことにはどうも宮城県の農業は浮かばれないということで、ぜひ取り組んでいただきたいということです。それから、域内流通・域内消費、自分たちがつくったものを域内でたっぷりと食べると。子供たちにも十分に食べていただくと。まず地場を固めて、自信を持ってほかの人にもセールスをしていくという、そういう意味合いも含めてぜひ、地産地消とかいろいろな言葉が今は使われておりますが、域内流通・域内消費を拡大しよう。それから、産地づくりの推進は、これはご承知のとおり体制です。ばらばらにやってもほとんど買ってくれない、あるいはうまくつくれないという問題がございます。

23ページ、5) 新たなニーズを反映した農業技術の高度化です。今後の展開方向について

は、試験研究、ここはかなり力を入れて技術革新のために取り組む必要があるだろうと。後でもちょっと重点プロジェクトのところでも申し上げますが、その話を冒頭書いてございます。

それと24ページ、普及体制、地域の特性に応じた技術普及の推進。これも現在農業改良普及所情報に基づく体制ができておりますけれども、どうも試験研究あるいは我々大学の機関、それから普及等々の連動性、連携が弱かったのではないかと。ですから、そういうことも含めた一体となって普及の推進を図る必要があるのではないかと。それから、IT化の推進、これはまだ体制が余りできていませんが、ばらばらに取り組んで損をしている人もいっぱいいますけれども、やはり時代の流れの中で大いにこれは活用できるということだけは確かなものですから、これは大いに活用できるような体制づくりを進めたい。それから、今後技術開発が期待される農業技術、低コストということで考えれば恐らく直播栽培というものをこれから普及していく必要があるでしょう。ただし、本当に安全・安心できる農産物にこだわった場合には、手間暇がかかっても有機農業ということになるでしょう。ただし、有機農業については時間がないのでいろいろな事例の説明は省略しますが、コストがかかってもそのコストの分を十分販売の金額で、単価で補っている、そういう経営体が今たくさんございます。ですから、やり方としてはいろいろなやり方があっていいということですね。

それから、25ページ、経営意欲の高い農業経営者の確保・育成。今後の展開方向は、地域農業を担う認定農業者等の育成ということで、これは認定農業者制度というのがございますけれども、恐らく今の制度上で認定されている農家に限定するのではなくて、新しく認定をしながらこの基本計画の趣旨に即して、つまり競争力と個性のある経営体というコンセプトにふさわしい農家を認定しながら、大いに推進していくと。今あるものをそのまま推進するという意味合いではございません。それから、担い手が力を発揮できる地域営農システムの構築。要するに個々の人が単独に独立して農業生産活動を営むというのは、農業の特殊な条件からして大変難しい問題がございます。水の問題一つとって考えていただければ、水は個人の経営体では制御できない等々いろいろございます。したがって、地域レベルできちんとした営農システムを構築していないと、競争力と個性のある経営体もなかなか経営活動を展開できないというやっかいな問題があります。とりわけ先ほど申し上げました土地ですね、これを面的に団地的に利用するということは大変難しい。したがって、下から2行目のところに記載してありますが、地域農地管理公社等々をきちんとつくって、地域の農地資源を効率的に利用できるような支援体制、ここがポイントになるのではないかとというふうに思っております。農業経営の法人化の推進については、これはもう株式会社経営体も含めていろいろな形態がありますから、大いに

その競争力と個性のある経営体が、こういう法人形態を望みたいという場合にはどういう経営体でもこれは自由に採用していただいて、大いに活力のある農業を展開していただきたいという意味合いで書いてございます。

それから、多様な新規就農者の確保・育成ということです。これは27ページをごらんください。今後の展開方向で、地域農業を担う新規就農者の育成・確保と。今いる人、これがどんどん減ってきますとさっきの統計資料にありましたけれども、最近は景気の問題等々もあるかもしれないけれども、また農業をやりたいということで新規に就農する人が若干ながらふえ始めました。それと、最近の新しい現象は全く農業経験がない人が30代、40代の、会社の中で最先端の地位にある人らが突然辞めて農業に入ってくると、こういう事例が宮城県でも相当ございます。したがって、新しい時代の農業を担う人材というのは、今農村に住んでいるあるいは農業をやっている人材だけではないはずで、大いにそういう新しい人材も宮城県にも入っていただきながら、また入りやすい環境をつくりながら、支援していきたいと。そんなようなことを全体として考えてございます。

それから、28ページ、女性の農業・農村における主体的な参画の促進。本日の審議会もそうですし、我々の部会にも女性の委員の方がおりました。本当は農業をやっている割合は女性の方が多いと。ここに6割という数値を掲げておりますが、恐らく実態はもっと女性の方が農業に従事しているだろうと思います。時間的にも、それからいろいろな苦労も含めてですね。ところが、農村社会というのは今までちょっと特殊な環境がありまして、なかなか女性が前面に出ていろいろな発言をしたり、あるいはいろいろな組織のリーダーになったりということが大変少なかった。今でも少ないですよ。ですから、こういう時代に女性のパワーを発揮していただくという意味でも、大いに女性の参画を推進していきたいし、また参画するに当たっていろいろな資質の向上策等々も考えていきたいというような内容になってございます。

それから、29ページ、高齢農業者の活動促進と。ここまで来ると恐らく何から何まで書いていっているのではないかなと思われるかもしれませんが、農村は高齢先進地域です。ある農家の方がうまいことを言っていました、経営規模を拡大して大きな輪をつくっていっぱいそういう経営体を育てるのはいいけれども、農村の中でその大きな輪を集めると必ず輪と輪の間にすき間が出るというんですね。そのすき間が出るとすき間の部分をだれが埋めるのかという話になる。すき間が埋まって、全体がうまくいくと。大変印象的なことを申しておりました。そういう意味で高齢者がそのすき間を埋めると同時に、すき間を埋めることが大きな輪の活性化にもつながるといふ、そういう連動した関係にございますので、大いに高齢者農業者の活動を促進

するというのを考えたいということです。何でもかんでもということではなくて、役割を明確化しながら。

29ページ、地域営農組織の育成。これは次のページをごらんいただきたいんですが、今後の展開方向のところ、アウトソーシングの問題等も関係しますが、集落営農推進体制の確立と。一生懸命やる経営体あるいはそれを担う人材がいるところもございしますが、いないところもございします。また、今いるところでも全くいなくなるという可能性もございします。そうするとそのときにだれが支援をするのか。あるいはだれが地域農業を担うのか。いる人がいる間にサービス事業体としていろいろな作業についてはアウトソーシングをしながら、それが会社としてサービスを提供するという、そんなようなことを大いに進めたい。これは委員会でも審議会のご意見を反映させていただきました。あるいは農家の組織もそういう役割を担っていただきたいということです。

関連する指標が31ページ、32ページに掲げてあります。32ページのところで一つだけ説明申し上げたいと思いますが、上から四つ目にエコファーマーという欄がございします。これは農水省が打ち出した持続農業法、これからは持続的な農業を推進するという法律をつくりました。持続農業の担い手として、愛称ですけれどもエコファーマーというものを認定しよう。そのエコファーマーに大いに環境保全型あるいは循環型農業を担っていただこうと。今宮城県は1人、本日会場におられます佐々木委員が、たった1人しかおりません。したがって、これは500ぐらいは伸ばしていいのではないかと。最新のインターネットで引っ張ってみましたら、たしか栃木県とか群馬県は200とか300台になっていました。ですから、500でも足りないんじゃないのという話になりましたけれども、何分にも今1人しかおりませんから、これは500というと500倍ですので、この辺をとりあえず数値としては掲げさせていただきました。

それと33ページ、農業・農村の多面的機能の発揮に関する事項です。1) 農村地域の景観形成と環境保全です。これは先ほど申し上げましたいろいろなコミュニティビジネス等々も含めて、住みよい環境づくりを進めようというような意味合いのことを書いてございします。

34ページ、今後の展開方向としては、豊かな農村空間に触れ合う機会を確保すると。グリーンツーリズム等々いろいろ言われておりますけれども、私が調査している段階ではグリーンツーリズムではなくて、まだ日本の場合には宴会ツーリズムが大半です。したがって、本当にグリーンツーリズムとかやすらぎの空間を享受したいと思って、農業・農村に関係を持ちたいと思っている人はまだ少数派です。これからふえるだろうと思いますが。その意味で多彩な交

流拠点を整備するということを考えていいただろうと。農が持つ豊かさの提供ですね。この辺は余り農業サイドから言うところとちょっとまゆつば的になってしまうので、むしろ農業と関係ないサイドの人々にこういう対策を担っていただくような仕組みがこれからは必要ではないかというふうに考えております。

35ページに、体験学習の機会、農への理解の醸成、あるいは地域資源の維持・活用、多面的機能への県民の理解の向上ということで、外側の支援を仰ぐようなそういう施策を展開していきたいと。中の人々が余り過ぎると何かからめ手みたいな話になりますので。

中山間地域の振興、これも宮城県は中山間地域が大変多いです。全体の4割強、旧71市町村のうち4割強が中山間地域です。昨年からは中山間地域直接支払制度という、ヨーロッパではドイツなんかでは1970年代からやっておられる政策を、ようやく我が国でも始めました。ただ、初年度目ということでいろいろな問題が出されておりますけれども、そういう国の施策等々とも連動しながら、宮城県の中山間地域を大いに元気にしていこうと。したがって、36ページになりますけれども、地域特性を生かした農業の展開とか、生活環境整備による定住の促進。

関連指標は37ページに、例えば農家レストランを68ぐらいにふやしたいと。交流施設、いろいろありますけれども、ただ今交流施設はいろいろ問題を抱えているところもたくさんございます。その問題をクリアしながら数もふやしたい。交流人口等々もこういう数値を掲げさせていただきます。

それから、38ページ、農村の経済的な発展と総合的な振興に関する事項です。今後の展開方向は、先ほど申し上げましたみやぎ型アグリビジネス、一番弱いところを大いにこれは力を入れて推進していく必要があるだろうと。それから、産業間連携によるフードシステムづくりを推進しようということ。つまり川上、川中、川下といろいろ言われますけれども、そのフードシステムあるいはフードチェーンというのが非常に弱い。その強化というものが食と農の接近という意味でも、これから大変重要な課題になると。県内食関連産業に対応した農業の推進、食関連産業の方は宮城県に使いたい素材がないと、農業の方は一生懸命転作でいろいろなものをつくっているから宮城県の業界で使ってほしいと、なかなかマッチングしないと。その辺をどう整備していくのか。それから、地域資源を活用したコミュニティビジネスについては、先ほど申し上げました。それから、資源循環リサイクル型産業。循環リサイクル型産業は、例えばご承知の食品リサイクル法ができましたけれども、食品残渣については農の方で消化するというようなシナリオになっております。家畜排せつ物もそうです。ところが、それをうまく準

抛する法律がございません。したがって、これからになると思いますが、そういう廃棄物を資源として、あるいは静脈産業として受けとめるような、そういう取り組みというのは農のサイドが大変大きな役割を担ってくるだろうと思います。まだ始まったばかりですが、そういう循環リサイクル型産業というのは、これからのビジネス興し、産業興しにとって一つの目玉になるのではないかなというように掲げさせていただきました。生活基盤の整備については、快適なということで40ページに掲げさせていただきました。

以上が基本計画のあらあらの内容で、ちょっとはしょって説明しましたが、時間が大分超過しておるようです。もうちょっと別添の資料で、みやぎ食と農の県民条例基本計画重点推進プログラムというのと、資料2-2、こういうチャートになっている資料がお手元にあると思います。これを横並びでちょっとごらんいただきたいんですが、簡単に説明します。

基本計画はつくったと。いろいろな内容を盛り込んだと。でも重点プログラム、これが見えないと、あるいはその重点プログラムに即した事業の内容が見えないとなかなか、とにかく何でも書いてあるという話になって受けが悪いと。我々の部会のメンバーもちょっと欲求不満になってしまうと。それでさんざん議論しました。ただ、なかなか予算を伴うことでもあるし、そこをクリアな格好で事業内容まで含めて出すということではできませんでしたが、少なくともこの四つの重点プログラムに即して、これから基本計画の実現を、あるいは実践を目指してほしいということで、あえて部会の方から事務局当局に大変無理なお願いをしていろいろ検討していただきました。

ちょっと消化不良のところがありますけれども、一応プログラム1から4というふうに整備してあります。四つのプログラムに重点を置こうと。一つは、新たな地域産業（高付加価値型アグリビジネス）の展開を図ろうと。そのためにはワンストップサービス機能の強化を図り、チャレンジ経営者クラブ、集まる場所が何もないと、手弁当でも集まりたいというような意見もございましたので、そういうものを結成して、そして先導的モデル経営体を育成しよう。それを図式化すると資料2-2のような形で整理できるだろうということです。それから、プログラムの2は、顧客ニーズに対応した環境にやさしい農業の展開ということですが、これは先端技術の早期開発体制の構築、先端技術の普及・定着の早期化、有機農産物等生産及び地域資源循環型農業の支援体制の整備ということで、図表のところを見ていただくと左側にワンストップ体制と。つまり試験・研究機関と普及機関、それぞれの中身を重点的に整備しながら、密接な連携を図って、ここと生産者がダイレクトにジョイントできると。ワンストップであらゆる対応が可能になるという体制整備を図り、多様なニーズを持っている生活者の需要という

ものに対応していこうという図柄になっております。したがって、ぜひこのワンストップ体制としての整備は重点施策として進めていただきたい。

さらに、プログラムの3ですが、競争力と個性のある営農システムの構築。地域内農地マネージメントシステムの構築、競争力と個性のあるチャレンジ経営体の育成、チャレンジ経営体へのセーフティネットの整備ということですが、図式化したものがこうすることで、右側の方にチャレンジする担い手育成ということがありますが、とにかくそこに施策を集中化し重点化しながら、あわせてセーフティネットを整備し、それを支援するために地域マネージメント組織で、とりわけさっき申し上げた土地利用をうまくあいにくにコントロールするというような、そういう組織体制を整備し、水田農業エリア、畜産有機農業エリア、それから高品質な米麦等の安定供給エリア、園芸振興エリア等々を少し領域を区分しながら、場合によってはこの領域をローテーションしながら、効率的計画的にチャレンジする経営体が農業生産活動に従事できると。そういう体制づくりを進めてほしい。できればモデル事業を立ち上げて、これをやるんだという立ち上げをやっていただきたい。部会の方ではそういうふうなことをお願いしたいと思います。

それから最後、多様なコミュニティビジネスの振興ということですが、これもフローチャート風の図がございます。これも繰り返しになりますが、農山村コミュニティが元気になると、幾ら環境がよくても元気がないということで人が住みたくないということになると大変なものですから、やはり新しいコミュニティビジネスを立ち上げていくということです。それで、インターメディアリ（仲介支援機関）なんていうことも書いてありますが、村づくりNPOというような文言も基本計画の中には盛り込んでございます。NPOの組織と連携をしながら、こういうビジネスを立ち上げると。なかなか内発的とはいっても、情報も技術も技もないというような地域が多いものですから、そういう技とか情報とか支援システムを構築しながら、ぜひ内発的に癒し系のビジネスあるいは環境循環系等々、ここに記載されてあるようなビジネスを立ち上げる。それで農村を元気にする、そして美しい農村を将来にわたって残す。そして交流も推進すると。

30分という約束を大幅にオーバーしてしまいましたけれども、以上で私の方の報告を終わらせていただきます。

○四ツ柳会長 ありがとうございます。何しろ大変な盛りだくさんですから、説明される方もどうしてもこうなつたと思います。

ちょうど1時間ぐらい討論時間がございますので、今ご説明いただいた中から、ちょっと資

料が大量ですので、なるべく項目の前の方からもしお気づきの点があったら、ぜひどなたからでも結構でございますから、ご意見いただければ。順次後ろに進みながら、また思い出して前の方へ戻っても構いませんので、どうぞご発言いただきたいと思います。順番から言いますと、目次の大枠からいくと1、2、3、4、5、6とあるわけですが、この流れにもし沿ってということであれば、その方向でご質問いただければと思います。

最初に、基本計画の策定に当たっての基本的な考え方というのがありますね。ここで何か答申として皆さん方からご意見もしくはご注文等ありましたら、どうぞ。

これは私先ほど人口のことに触れましたけれども、人口が減少していく中ですが、宮城県の推算としてはこの10年間はややふえる方向にデータが推算されていますね。ですから、その割合の中で農業関係は減ってくる見通しを立てていらっしゃる。その基本基調については、これはある部分はデータであり、ある部分は予測ですが、減ることをどう考えて減るという推算を立てられたのか。

○工藤部会長 農業統計というのは、非常にある意味ではラフな統計になっておりまして、農業就業人口というのが主として農業に従事しているというようなことになっております。ところが、大部分は農業就業人口でないという形のもので実態です。したがって、実際従事している人が高齢化が進んでいるものですから、同じところが減ると、今の延長線上でいきますと。ただ、一生懸命やる人はなるべくとどめたいということで、減り方を少し加減して残すというような操作を加えております。

○四ツ柳会長 一通りずっと行きます。また戻りまして結構でございますが、それで特に1についてご意見がなければ、2番の競争力ある本県農業に関する五つの構造改革、新たなみやぎの食と農へのチャレンジの項で、何かご質問、ご意見ございましたら。どなたでも結構です。

それでは、何か会長ばかり聞いて恐縮ですが、3ページの下の方にありますセーフティネットの整備で、何回かこれ出てきますが、具体的にはどんなセーフティネットか。

○工藤部会長 今国の方で検討しておるセーフティネットは、農業について言えば所得の減少をカバーするというセーフティネットです。これはWTO協定絡みがあって、価格支持政策というのがとりづらくなっております。ただ、各国ともに農産物というのはとりわけ価格変動が激しいものですから、それでもって価格がうんと下がった場合には所得も同時に下がると。今は日本のあるいは宮城県の稲作がそういう状況に追い込まれております。その場合に農家も積立金を払うと。さらに国もそれ相応の支援をすると。補助金的な支援をすると。うんと価格が下がって所得が減った場合には、その減った所得の何割かについてはそれを補てんするというよ

うなやり方で、積み立て方式と保険方式をうまくジョイントしながら新しいシステムをつくろうという動きになっております。ただし、それがまだ見えておりません。ただそれが見えても宮城県でいやこれは重点的にチャレンジ形態として推進したいという人に対しては、そういう国の政策とあわせて何かしらセーフティネットを、別の形のセーフティネットを検討していただきたいと。ただし、具体的にどういう形になるかというのは部会でも議論しましたが、まだ国の方針も定まらないものですから、なかなか出づらい。ダイレクトに出るのは価格補償をしろということなんですが、それは大変難しいということで、そこまで踏み込んでございません。

○四ツ柳会長 ほかに何かございませんでしょうか。どうぞ。

○千葉（基）委員 全体の感想なんですが、こういうものとすれば非常にきれいにまとまって確かにこのとおりなんだろうというふうな感じがしておりますが、今会長からも具体的にはセーフティネットというのはどういうものかという質問がありましたけれども、例えばマーケットイン型農業への転換という、確かにそうだろうというふうに文章を読んでもそう思うんですが、では例えば具体的にこんなことが想定されるというところの話をちょっとお聞きしたいというふうに思うんです。

それから、もう一つは、技術革新というふうなことで言えば、やはり技術開発は新品種などの知的資産の創造、この辺に関しても何か想定されることとでも言いましょうか、そういったことに関してお願いいたします。

○工藤部会長 マーケットインと、それからマーケティング戦略ですね。これは宮城県の農業あるいは東北の農業が一番苦手としているところでございます。ただ、具体的な動きも幾つか出ておまして、その事例を引きながら申し上げたいと思うんですけれども、とにかく素性或商品特性がわかると。これはある意味ではほかの業界の商品にとっては常識的なことかもしれませんが、今まで農産物についてそういう記載がございませんでした。したがって、これからはだれがいつどんな土地でどんな資材を使ってどういうふうにつくった作目であるのかというような栽培の履歴を全部記載して、それをその記載つきでマーケットに持ち込もうというような動きも具体的に出ております。

さらに産直を、あるいは直売所なんかをつくって、そこで安易に売れるだろうと思ってやっても、やはりきちんとした物を出していかないとなかなか売れないと。直売所はどんどん乱立されるという傾向も一部にはございます。したがって、そういうところでお客さんに売るのはどういうことかという訓練した人たちが、今市場に対してあるいはインターネットを通

して、あるいはいろいろなスーパーだとか生協に対してきちんとしたものをつくって対応しよう。つまり、我々がつくりたいなと思うものではなくて、どういうものをつくってほしいのかという要望を受けながら、逆に今度は「こういうものをつくったけれどもどうですか」と。例えばツルムラサキみたいなものにはおいがあつてほとんど食べませんでしたけれども、ツルムラサキを売ったら「いやあ、どうもおおいがきつ過ぎる」と、「ではそのにおいを少し消しましょう」というような格好で新しいツルムラサキをつくって、それを提供すると。それから、三浦さんでありますけれども、マーケットインでお米をいろいろとライスパックをつくって出しておられますが、芽出し米、要するに発芽玄米等々も含めて、三浦さんの方からちょっと今のことを補っていただけませんか。

○三浦委員 千葉さん、私もここを読んでちょっと弱いなと思ひながら今たまたま振られたんですが、だからこの部分で私の近くにある古川農業試験場のことを思うんですが、例えばお米であると今の状態ですと単品で売る、ひとめぼれ、ササニシキということなんですが、じゃあその古川農業試験場で、ひとめぼれ50%ササニシキ50%にしたら新たな宮城のブレンドのお米が出てくる。けれどもそれを一生懸命試験場の中で、今のところ品種改良という農業にウエートを置いています、要するに今既存のあるものとAとBをブレンド、比率、13年産米のブレンド比率がこの比率であるとまた絶妙な味が出てくるという、だとすればこれは例えば寿司屋さんに、回転寿司屋さんにぼっちいいですよという提案も多分今からは出てくるんだろうと。そうしなければならぬだろうというふうの一つは思っております。

ですから、本当にノーベル賞をもらうような試験だけでなく、今まで農業に軸足を置いていたところを、要するに食べる側、流通側、生活者側にも軸足を置いた農業をやるというふうにも理解していただければいいのかなと。そういう形でやってもらえなというふうに思います。以上です。

○工藤部会長 ちょっと今のあれで、この部分は本文の中にも若干記載してありますけれども、やはり農業団体、つまり農協の組織に頑張っていただきたいなというような意味合いを大分強く込めています。ただ、部会の議論の中で農協にできるんだろうかというような話もありましたし、今の農協ではちょっとなかなか難しいとかいろいろな話がありました。でも、生産者は単独で、とかということでは限界があるものですから、今大変立派な組織があるので、農協にぜひ自己改革を含めて、こういう対応をしていただきたいというような内容にもなってございます。

○千葉（基）委員 今の先生の大分実は答えになっているんですが、今までの話を聞いてじゃあ

だれがどういう格好でやるのか。たとば履歴を記載するといっても、どういう書式でどういうことを書いたらいいのかというのは、現場の農家の方は案外わからなかったりするかもしれませんよね。それを例えばどの組織がどんな格好でやるのが一番いいのかという、そういうことまで上手に流れるようにつくってあげないと、こういうふうにしたらいいと思いつながらでもそれが現実的にはなかなかできないということにつながってくるんじゃないかなというふうに感じておりました。今のお話でやっぱり農協さんに頑張ってくださいということなのかなとも思いますし、そうではないひょっとしたらアイデアもあるかもしれないんじゃないかというふうに感じておられます。

○四ツ柳会長 よろしゅうございますか。どうぞ。

○早坂委員 全体のことでなんですけれども、33ページの農業・農村の多面的な機能の発揮に関する事項ということで、第1回目のときに農山村の山を取られているということでちょっと意見を申しまして、今回も全部いろいろなものを見ていて、食と農だから山は消えたのかなとそういうふうにならなくて考えていましたら、最後の方に来まして中山間地のこととか入っております。これはきっとそれなりの意図があつてそういう形で入れたんだと思うんですけれども、その辺の意見をちょっとお聞かせ願いたいんですけれども。

○工藤部会長 これは条例対応ということが一つございます。条例の中で、林あるいは山というのが中山間地域という格好でしか取り上げられておりません。それで、山のことを問題にするということになれば、林業をまともに取り上げないと、これは山を軽くは問題にできません。農と関連が深いところでは意識的に取り込んだつもりなんですけど、林を最初から取り込むという予定になつていなかったということが正直なところなんです。ただし、おっしゃるように連動した関係がありますので、できればこういう県民条例が林あるいは山についてもできて、森林についてもできて、幸いにして森林基本法もできましたので、今度新しい森林の基本法ですね。ですから、ちょっとその辺は別枠で補っていただくしかないのかなと思っております。

○早坂委員 よろしいでしょうか。実際に私の身近で、林業もやられて農業も一緒にくつついていられる方がかなり多いんですよ。ですから、食と農というとなんか納得はしたんですけれども、ただ水の問題とか、こういうのもちらちら入っているものから、逆にその方がちょっと邪魔になってきて、本当に入れなければいけないと思つて入れてくださったんですけど、何か後で考えると、どうしても山と林業、農業というのにつながっているかなということで、後で別な形でやってくださるということであれば、それは結構だと思いますので。失礼しました。

○工藤部会長 それが大変大事であるということは委員のメンバーも認識を持っていましたけれども、対象に少なくなっていたということが最大の理由です。

○四ツ柳会長 どうぞあちこち飛びますが、どこでも結構ですが、一応ずっと流していきながら一渡り過ぎてからまた全体的なお話をいただきたいと思います。

それでは、3番目のみやぎの食と農の振興に関する基本方針のところ、5、6、7ページあたりでしょうか。この辺はいかがでしょう。

何か入れ子構造になって後でまた同じことが出てきますけれども、この総論の中で、よろしゅうございますか。ではまた思い出してご質問いただくことにして、4番目、みやぎの食と農の振興に関する将来の姿という、これデータがいっぱい出ておりますが、このあたりについて何か。

もしよかったら私から、これ人口が減っていくことと、それから農家の戸数、粗生産額が出ていますが、これは1戸当たりもしくは1人当たりという数値も、まあ計算すれば出てくるんですけども、そういうデータがあった方が、恐らく1人当たりの生産力は相当ふえていないところはならないですね。そういうこともありますので、これは計算したデータが追加できれば一つの意味があるかなと思います。

○工藤部会長 それについては見た人も大変わかりやすいと思いますので、そういうデータを追加させていただきたいと思います。

○四ツ柳会長 お願いいたします。そのほかよろしゅうございますか。

それでは、次の5、みやぎの食と農の振興に関する推進方向、13ページから20ページあたりまでありますが、これからの問題ですから長いページを割いておりますが、どうぞご質問いただければと思います。

では私からまた、つまらないことですが、14ページで学校給食にもっと地域食材を使えという提案があるので、ご説明の中だったんですが制度の問題があるような表現がございましたが、具体的に何か制度問題としてどんなことがあるのか。

○工藤部会長 私が資料ないまま説明するよりは、事務局に説明していただいた方がよろしいかと思います。この間だれか解説してくれましたよね。制度。

○菅原産業経済部長 今学校給食につきましては、いわゆるササニシキ給食という県で単独補助事業を出しまして実施してございます。これは100%、地域的にどうしても米がとれない、あるいはお弁当持参でやるというところは抜きまして、100%実施しています。

それから、もう一つは牛乳につきましては、これも地域食材は入れてございます。今ここで

議論していますのは、その他の食材という広い分野でどのように考えられるかということでございますけれども、これはご案内のとおり制度としては学校の設置者が給食を実施するという制度になってございまして、県の計画で、例えば90%使うべしということはちょっと県として申しにくい。つまり市町村に無礼な話になってくると。したがって、いろいろな議論がありましたけれども、できるだけ使っていただくように県として努力していく。その努力は今でも始めてございまして、各7ブロックにあります県の我が部の出先機関におきまして、学校栄養士さんなどとタイアップしましてモデル事業を実施して、どのような問題点がありどのようなメリットがあるか、そのあたりは大いに進めているところでございます。

これまでも県としてぜひ学校給食に採用してもらいたいということで進めておりますが、基本的な問題は一定の数量を確保できるか、それから一定の規格で提供できるか、それから定時に納入できるかなどなどのいわば生産と流通の側面からの問題点が多いということで、必ずしも県内産の食材を拒否するという状況にございません。ですから、今の実証事業を進めていくながら問題点を解決して、やはり食と農の距離を部会長お話しのようにできるだけ縮める、それを一番食に敏感であろうという子供たちの方から始めていくということで進めてまいりたいと考えてございますが、大変私の方から申すのは僭越でございまして、上野委員さんもいらっしゃいますので、ご意見などもしございましたら補足していただければと存じますが。

○工藤部会長 給食センターの問題とか衛生管理の問題とか、皆さん使いたいけれどもなかなか使いづらいとかいろいろな問題が出されましたので、上野さんの方からどうぞ。

○上野委員 今のおっしゃったようなこと、具体的に学校栄養士などにも意見を聞いてみたんですけれども、やはり今お話ありましたように、利用に対して供給がうまく速やかにしていただけるかどうかというところに問題があるようでした。規格、そして注文、発注量に対してすぐにそのように届くのかということが問題になっているようでした。今後学校の栄養士も栄養教諭という、ちょっと言葉がはっきりしなくて申しわけないんですけれども、教壇に立てるように資格を得てするようになるかと思えます。そういった場合になりましたら、ここの中にも言葉を入れていただきましたが、もっと広く栄養士が食に対しての教育に入っていけると思うんですね。供給そのものと、そして食教育ですか、そういったあたりでももっと今以上に具体的な話が私たち栄養士の立場からできるようになるかというふうなこともつけ加えたいと思いますが、先ほどの供給に関しての問題点は、やはりおっしゃったようなことが問題になってくると思うんですけれども、先ほどもモデル事業としてその問題点を探るというふうなことをおっしゃっていたんですけれども、はっきりとそういった問題点を出していただいて、そしてその

改善の方法がはっきりすればよいのかなというふうに感じました。

○四ツ柳会長 ありがとうございます。そうするとひっくり返せば、見通しは別に暗くはないということですか。

○菅原産業経済部長 これは基本計画の実施を私ども担当いたしますが、我々産業経済部のここにそろっている人間たち、ぜひとも学校給食で地元産の資材を大いに使ってほしいと、またその意味は大いにあるという認識でございます。同じ執行部内に教育委員会もございますので、連携をとりながらあの連中にも相当働きかけていくつもりでございます。

○四ツ柳会長 よろしく申し上げます。

一つ言葉を質問させていただきたいと思えますけれども、食農教育という言葉がありますね。さっき上野さんは食教育とおっしゃったんですけれども、これ食農教育というのはどういう言葉でしょうか。

○佐々木委員 食農教育ということよりも、さっきの学校給食も含めて、やはり地域をよく子供に知ってもらおうとか、それから農業なり生産の現場を知るといことは大切なことだとか、私は25年ぐらい学校田を管理したり、学校給食も10数年ぐらい前から取り組んできたんですけれども、一つは学校給食で問題になるのは、栄養士さんなり教育委員会などが目的意識的にやはり地元のものを使おうとする意識があるかどうかというのがかぎだろうと思うんですね。と同時に、やはり季節のものとか地域のものを使う力をつけていただくというと栄養士さんに申しわけないんですけれども、それも含めてやっていかなければならないのではないかなと思うんです。でも、結構使っているんじゃないかと。県内はまだまだここに上がっているデータ以上に使っていると思います。

私ども、制度じゃないですけれども、一つは〇ー157が出てちょっとストップしたという事例は県内いっぱいあります。それは、例えば我々など生産者複数で何十人かになるんですけれども、そこに対する検便の体制などをとらなければならないとか。業者の人は一定の1人、2人でいいんですね。ところが、我々は数十人もとらなければならないというような体制とか、それを定期的にやらなければならないということなどの面倒さなどがあって、一時的には。それから、やはり規格のものをという、規格のものを出すというのでは、業者の方がプロで生産者というのはあるものでまず食材を使えというような必要などがあったりして、それらの溝を埋める必要などがあるんじゃないかと思っています。

食農教育というよりも、私はやはり地域農を知ってもらうということで、先生方と一緒に、環境の問題とか自然の問題、水の問題とか一緒に勉強する機会がなくしては、日本の国土保全

とか環境の問題とか食べ物、食文化、そういうものは維持できないのではないかと気がしています。それらについて今どの学校でも飛躍的に取り組んできているというのが現実だと思いますので、それに対して生産者の側は地域が積極的にかかわれるかどうなのかというのが今後のかぎではないかと。今度の計画にあるように、生産者なり農民サイドがそこに積極的にかかわるといことが、これらの成果を上げるかぎになるのではないかと考えています。そういう意識を持つように私たちも含めて努力していきたいと思っております。

○工藤部会長 食を生産する農の体験を通して、子供たちにいろいろな教育効果を発揮しようという、そういう意味合いです。ですから、いろいろな学習農園をやってそこでとれたものをお料理をしたり、食と農の体験を通して教育力も高めようという、大体そんなところです。

○四ツ柳会長 ありがとうございます。意味は十分に、感じは出ている言葉だと思うんですが、これ辞書を引いても多分出ていないですね。出てませんね。だから、どこか注をつけたらどうでしょう。今のような、注をつけたら読みやすい。載っていませんね。答申ですから、やはりだれが見るかわからないということを前提に。

それでは、そのほかございませんでしょうか。

それでは、時間もありますので一通りずっといつてみたいと思います。

次の17ページからの競争力と個性のある農業の持続的な発展に関する事項、いかがでしょうか。ここも大切なことがかなり盛り込まれておりますが、よろしゅうございますか。

それでは少し先までいきまして、5番目は新しいニーズを反映した農業技術の高度化、23ページに技術の高度化の問題。ここではさっきもご質問ありましたけれども、知的資産とか新しい品種登録とか特許の取得の問題もここに入っておりますね。

○高橋副会長 認定農業者という指標がありますが、大変重要で意気込みは感じるわけですね。32ページに表がございますが、認定農業者が11年度の初年度で3割ぐらい、主業農家の3割ぐらいを認定農業者数と。それから、17年度で6,200、10年後の22年で主業農家が8,000に対して90%の7,400という、大変意欲的な数値を掲げているわけですね。ところが、25ページの中ほどの最近の動きという、現状と課題というところを見ますと、経営改善支援センターを設置し、というのがございます。ここは指導の主たる機能だと思われるんですが、少し下にいきまして、残念ながら認定農業者数の確保と農業経営改善計画の達成は計画を下回っているという表現があるんです。大変難しいことだと思うんですけれども、さっきの農業改善支援センターみたいなどころだけでは十分機能していないとか、そういうのがあり得るのかと。これだけ意欲的な数値を掲げていて敗北感を感じないような、それを

支援するシステムだとか、方法だとか、それからその認定された農業者のベネフィットですね、どういう利点を得るのか。指導だけじゃなくてどういう認定者としてのベネフィットを得るのかとか、そういう規定も掲げておく方が私は実現しやすいんじゃないかと、そういうふうに思いました。

○工藤部会長 現行の認定農業者制度でも、よく農家の方からメリットは何だということが出されます。メリットらしきものが何があるかという、かなり大口の制度資金、つまり国の農林業金融公庫が出している資金とかそういうものを借りられるというようなメリットとか、あるいは若干ですが会計上損金に算入する部分が多少あるとかということがありますけれども、余りメリットがありません。したがって、国の方も今度認定農業者制度変わると思います。今の認定農業者というのは、必ずしも将来的に競争力と個性のある農業の担い手ではないのではないかと、地域によっていろいろばらつきもあると。したがって、今度変える段階ではそういうメリットというものを具体的に出していかないと難しいかなと。一つはやはり農地の利用だと思います。ただ、そこを全国的なセーフティネットと同時に、そういう県で改めて認定した農業者に対してどういう県版のセーフティネットを張るのかという、そのあたりが検討課題になると思うんですが、ちょっと事務局の方は今だと苦しい答弁になると思います。ただ、我々の方としてはぜひそれを出していただきたい。予算はない、なかなか難しいという話になるかと思いますが、そこは部会の議論でもぜひ今言われるようなメリットを出していただきたいということは申し上げてきました。ただ、記載できませんでした。むしろ部長さんから、ちょっと。

○菅原産業経済部長 確かに高橋委員おっしゃるとおり、現在の主業者に占める認定農業者の比率は低いわけでございます。実は目標数字で、この認定農業者をスタートした時点で1万人を超える目標数字を掲げてございましたんですが、実際に市町村からの推薦など、あるいは市町村の本音の議論等々を聞きますととてもそれは無理だということで、下方修正しております。

ですから、今部会長お話しのように、どのような優遇策あるいは誘導策をとっていくかというのがポイントになると思いますが、言いにくい部分で申し上げますと、例えば私ども将来的には認定農業者の方に投資の、県の財政支援のほとんどを集めていこうという考え方は持っております。ただ、今現実にそのようにやりますと、ちょっと国庫補助事業等々から見て整合性を欠く部分がございます。つまり個人補助は今できないというのが農政の世界でございます。ですから、本当に本来的に経営能力が十分にあり意欲がある人は、数人集まって法人化する、あるいは集団化する、そのような形で補助金を受け入れますと、結果的にはそんなに効率的に

活用できないという側面が出てまいります。それは私ども県の農政を担当する者として国にも提言してございます。何とか個人補助を考えてくれないかと。やはり今後の日本農業を考える場合も一つの決め手になるのではないかと。農水本省の方でも検討を始めているということなんですが、具体的に例えば機械類を個人補助した場合に筋道が立たないということなんでございます。形式的には個人所有資産をふやすという形になりますものですから、そのあたりを今国の方では何とかならないかと問題意識は持っているはずでございます。ことしの我々の都道府県の農政部長が農水大臣に対しましていろいろな提案をしていますが、その中にも位置づけられてございます。

それから、もう一つはセーフティネットをどうするかと。宮城バージョンで考えられないかということでございます。部会長のお気持ちは物すごく私どももわかりますし、ただ問題は、やはり農業全般に対して県民の方々がどんな、相当汗をかいて多面的機能を維持してくれていますということになっているのかどうか。つまり補助金漬けという言葉は、まさしく農業部門に象徴されております。ですから、果たして県民の理解が得られるような議論ないしは方程式ができるかどうかという問題が一つと、それからもう一つは県の体力の問題でございます。今まさしく落ち込みの、どこまで落ちるか、県の財務構造非常に難しい部分がありまして、恐らく今年度に財政再建の基本方針というものを改めてつくらざるを得ないということになるのではないかと考えてございますので、その部分からなかなか言いにくい、あるいは計画に盛り込むのに事務当局としてはなかなか積極的になれなかった、という背景がございましてことをご理解いただけたらと存じます。

○事務局 すみません、ちょっと補足してよろしいでしょうか。

ただいま高橋委員から主業農家8,000、そのうちの7,400が認定農業者かというお話がございました。実はこれイコールでございまして、認定農業者7,400の内訳が経営体でとらえていますので7,100が個別経営体、300が組織経営体ということで、組織経営体はおおむね3戸で組織されるということを想定しまして900戸、合わせて8,000ということでこれはイコールの内容になってございます。

○工藤部会長 十分に基本計画の中には文言として盛り込めなかったんですが、今の認定農業者絡みの話で、私もこれは具体化するに当たって要望がございまして。ちょっと申し上げさせていただきたいんですが、認定農業者にいろいろな財政支援措置をやるといった場合には、今言われたとおり、どこで公共性を担保できるかという難しい問題がありますよね。単に個人の財産をふやすために補助金を使うのかと、税金を使うのかということになっては、これはぐあい

悪いんですよね。ですから、そもそも認定農業者を認定する段階で、これはある制度に基づいて認定すると同時に、地域にとってもああこの人であればいいなという地域レベルで認定されるということ。それから、国民経済全体から見ても、ああこういう担い手が地域農業を担うということが我々の食料問題、あるいは将来の生活の問題、あるいは多面的機能等々の維持を考えた場合にいいなと。つまり認定の段階で公共性が担保できるような、そういう新しいやり方をぜひ考えていただきたいんですよ。

今まで極端に言えば、おれは認定してもらいたいと手を挙げれば認定されるという事例も現実にあるんですよね。そうするとあいつはいつ認定されたんだと、認定農業者と威張っているけれども、別にだれも認定してないよなんて話が日常的にあるものですから、ですからぜひ今度国の施策ともあわせて見直しが具体化してくると思いますので、そのときにはそういう一生懸命な人に、あるいはそういうグループに支援できるような仕組みをつくる前段で、やはり公共性を担保するような認定の方式を考えていただきたいと思います。

これは中身には書いていませんけれども、やはり現場を見ているとだれでもかれでも認定農業者ということにはならないですよ。規模が大きいから認定農業者、これもならないと思います。

○四ツ柳会長 よろしいでしょうか。何か明確なスタンダードがあるんですか。これこれを満たしているものという。

○菅原産業経済部長 現在はいわゆる所得基準あたりが一番のものでございます。あとは部会長お話しのように、地域でどのように認知されるか。その要件を、それははっきり言いまして数的な基準ということではございませんので、なかなか難しいところでございます。

○四ツ柳会長 難しいことですが、やはりそのような施策がないと活性化が難しいという状況もありますから、何とかいわゆる透明な認定ができるような仕組みをお考えいただければと思います。

それでは、だんだん時間が押してきて恐縮ですが、あと時間は20分ということですので、少し前へ行かせていただきます。どの辺まで行ったかちょっと不明確ですが。

○事務局 恐らく33ページになると思われます。

○四ツ柳会長 33ページまで来た。それでは、次に多面的な機能の発揮に関するところまで来たということですので、34ページから37ページまでの間、何かございますでしょうか。

○堀米委員 これは意見というよりもほかの委員の皆さんにお願いということなんですが、前回の第2回の委員会では新しい経営改革なり構造改革、技術革新という問題に非常に議論が集中

しまして、その辺のご意見をたくさんいただく機会があったんですけれども、この農業や農村の持つ多面的な機能ということに関して、先ほど部会長が言われましたように、我々が語ればどうにも手前みそになってしまうというところがございますので、本当に農業以外の方で外から見て本当に農村や農業に一般の都市住民に対して何らかのメリット、潤いを感じられる、与えられるような、そういった多面的機能を実感できるのかどうか、その辺のご意見を聞かせていただければ大変ありがたいなと思うので、お願いします。

○四ツ柳会長 ありがとうございます。どなたか、実感できる何物か、こんな体験があるとか、こういうような見方からこれは大事で支持できるというようなご意見ございましたら。どなたでも結構でございます。

○千葉（真）委員 私、料理研究家の千葉でございます。

私、雑誌の撮影の仕事とか、そういう開発とかをやっておりますけれども、中央の雑誌の撮影のときにいろいろなお野菜を使いたいと思っても、本当に宮城県に全然野菜がなくて、東京の方から取り寄せているような状況なんですね。お料理というのは結構流行もあるんですね。ですから、宮城県というのはその流行を取り入れるのがすごく下手、情報を得るのもすごく下手なような気がするんです。私、高島屋デパートでいろいろなイベントをやらせていただいているんですけれども、高島屋デパートの地下食料品売り場に行っても宮城県のものって全然ないんですね。全くなかったんです。やはり売り込みもすごく下手なんじゃないかなと思うんです。幾ら生産しても物というのは売らなければ、利益を得なければ成り立っていかないと思うんですね。そこのところがもう極端に弱いんじゃないかと実は思ったんです。

それから、7月に、皆さんもご存じだと思うんですけれども、冷凍のお弁当というのがサンフランシスコの方でつくられて、それを日本の方で販売しているんですね。ちょうど7月、オープニングパーティーがありまして、ご招待いただいて行ってまいりました。工場の方も見せていただきました。そうしましたら、ご飯なんかあちらでは大きなお釜で炊いたことなんかなかったらしいんです。でも、どうやったらご飯を炊けるかというお釜まで、お釜と言わないのかしら、何かちょっと説明しづらいんですけれども、ある機械を開発したんですね。あのプロジェクトがすごいなと思ったのは、お米をつくる人、機械をつくる人、炊く人という総合プロジェクトでやっていたんです。それで後で皆さんにお見せしたいと思うんですけれども、パンフレットにその工場の写真が出ていますのでちょっとお見せしたいと思います。

これは今サンフランシスコの話なんですけれども、あと私ニューヨークに住まいがありまして8月にニューヨークに行ってまいりまして、そのときにちょっとびっくりしたことがあるん

ですけれども、おそば屋さん連れて行っていただいたんです。ニューヨークタイムズで大々的に取り上げられたので、ぜひ行ってみたいということでおそば屋さんに行きました。そうしましたら、そのおそばがカナダで生産されているんですね。そして全米で販売しているんです。そしてまたびっくりしたのは、そのおそばを、有機のおそばなんですけれども、山形県に今度輸出しているというそういう状況も今回行ってまいりまして、手打ちのおそばでニューヨークでこんな大きなお店で売ってるんだなというのがまたびっくりしたことだった。

ですから、世界じゅうの何か情報というんですか、そういうものを得ながら今世界でどんな動きをしているかということを見るのもすごく大事なことなんじゃないかなというのをすごく感じたんです。ですから、一人一人もつつくって、そして営業活動というんですか、そういうのもどんだんなさった方がよろしいんじゃないかなというのがすごく感じました。ちょっとうまく言えないんですけれども。

○四ツ柳会長 情報ありがとうございました。

今多面的な機能という中で、37ページの表を見ますと、ここに4項目上がってますね。都市と農村の交流のところでは。この中で一番大きなウエートを置きたいと、逆に都市に住んでいる者から変なことを聞きますけれども、農村側が期待している一番ウエートがかかるのは、この四つの中で順番つけるとどんな順番を考えていますか。37ページの上の方の表ですね。

○堀米委員 難しい質問です。順番はつけがたいんですけれども、私個人的な答えを出せと言われれば、やはり一番の景観形成と環境保全、二番に来て都市と農村の交流というところに行くんじゃないかなというふうに思っています。

○四ツ柳会長 景観保全……水辺空間ですか。37ページの表の4項目の順番はどうですか。

○堀米委員 個人的な意見でよろしいんですか。私は水辺空間を考えています。2番目は交流人口なんです、交流人口をふやすためには結局交流施設等必要になってくるということだと思おうので、重要度から言えば交流人口ということだと思います。

○四ツ柳会長 わかりました。何か今こう見てますと、一番上と二番目がある意味で重なっているんですね。重複ですね。

そうすると都市側の方のご意見は、すれ違っているかいらないか、どうですか。

○千葉（基）委員 例えば山間地域に行って、棚田みたいなところを本当に丁寧につくっているのを見たときに、ああ日本人で勤勉だなというふうに僕は思うんですね。やはりそういうふうな格好で、本当に丁寧にお米をつくっているというその雰囲気というのは、多分子供たちにも何かそういうまじめさみたいなものを感じさせるところなんじゃないかなというふう

に、何か昔から感じていました。僕は古川の人間なので、以上にさせていただきます。

○四ツ柳会長 ありがとうございます。

都市側の人間として決してこの多面的機能は軽くないとは思っていますけれども、ただ、日ごろそれほど大きなウエートを置くかどうか。先ほど経済価値評価で言うとかかなり大きかったですよね。あれほど大きいかどうかちょっと意識してなかったんですけれども、大事だということは承知しております。

では、次に38ページから40ページまでで一つの区切りですが、総合的な振興に関する事項のところ、何かご意見ございますか。

○堀米委員 アグリビジネスという言葉が出てきているんですけども、大変小さな例で申しわけないんですが、私、県南の角田市というところでおとしから手づくり豆腐のキットを発売したんですが、それが思いのほかヒットしまして、開発に当たったメンバーもみんなでびっくりしたんです。その開発の特徴は何かといいますと、商工会に事務局を置きまして、商店街つまり商工のメンバーと農と一緒に何か一つ小さなものでいいから開発しようというプロセスで始まったんですね。というのは、地方の商店街も非常に空洞化とか低迷が厳しくて、今後の展望がなかなか開けない状況にあるんです。そういった中で商と工の方でも次の展開としてできることは、地域にある資源、地域にある産物をいかにして商品に開発して売り出すかということをしていかないと、単に工場でできたものを、またはどこかでできたものを販売するという形だけではもはや生き残れないんじゃないかという危機感から出発したわけです。そういった意味でアグリビジネスというのは大変幅広いとらえ方ができるんですけども、さっき千葉委員の方から新しい経営創造とか技術革新のところでも質問ございましたけれども、もっと我々農業からすれば他産業の方が、商店街とかいろいろな製造業の方が、もっと農産物を一つの資源としてそれを加工するなり販売する、そういったアグリビジネスの方に参入してくることが望ましいんじゃないかなというふうに思っております。

先ほど部会長の方から、農協がこれからどうなっていくのかということで大いに期待しているところだという部分があったんですが、なかなか今までの農協だけではやり切れない、やりこなせない局面がいろいろ出てくると思います。そういった中で、新しく農産物を生産する者とそれ以外の産業の方が手を結んで一つの業態をつくっていくということをしていかないと、活性化が出てこないんじゃないかなと思いますので、つけ加えたいと思います。

○四ツ柳会長 ありがとうございます。

私も後で最後のときに、もうちょっとほかの領域との接点を探る工夫があるのかなという感

想を述べようかと思っていました。ありがとうございました。

それでは、時間もあと残り5分でございますので、最後の6項目め、各圏域ごとの地域特性を生かした取り組みの方向というのは、これは部会長も先ほどは、これはかなり多岐にわたりますのでごらんおきくださいという表現でしたが、委員の先生方から特に何かここでご質問ございましたら。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、全体のプログラムへの説明の流れの中、このモデル図がありましたから、そちらの方からのご感想なりご意見なりがもしありましたらどうぞ。

○千葉（基）委員 この会議がずっと進んできているの感想なんですけど、ちょっとかなり問題があるかなというふうに感じています。大変失礼なことを申し上げるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

まず一つは、最初の会合のときに食材王国みやぎというアイデアが出されて、非常にそれはなかなかおもしろいと、これを本当に上手につくっていったらなかなかいいアイデアになるんじゃないかというふうに、そのネーミングも含めて引かれました。ただし、現実こうやってまとまってきたところを見ると、食材王国みやぎ、書いてありますけれども本当に小さな形になってしまって、本当の意味で食材王国みやぎというのがアピールできるような状況にないような感じがしております。それは、多分大きな部分はやはり食材王国みやぎをつくるために、自分たちはこういうことをやるんだと、こういうことを頑張るんだという部分が出てきていないんじゃないかというふうに感じます。そこがここの部分の、特に今県政が財政問題とか何とかですごく大変だから、どうしても、本当はそう言いたいんだけどもまじめに考えるほど言えなくなってしまうということがあるのかもしれませんが、でもやはり3,500億の粗生産額が2,240億になっているというのは危機的状況だと書いてありますけれども、本当に経営ということで考えれば大変な危機だと思います。だから、やはりここは本気になってやるべきところだと思っています。

私は、台町商店街というところの理事長としてここの席に座らせていただいておりますが、商店街も非常に大変で、平成9年にまちづくり会社台町TMCというのをつくりました。それでそのときに取締役になっていただくメンバーには、町をよくするための会社なんだから取締役報酬なしだよと、それでもいいかと言って、それでわかったと言って、社長をやってくれ専務をやってくれというような格好でつくりました。おかげさまでその組織が順調に進んだものですから、本当にささやかですけれども取締役報酬を出し、3年目、4年目、本当にささやかな配当を出しているというふうな格好で進んでいます。その商店街やまちづくり会社の基本的な

考え方は、将来のささやかな幸せをつくるために今プラスアルファの努力をしようというのがベースにありまして、おれがやる・協力する・明るくするという三つのことがあります。

さっきの私の話も含めてなんですが、やはりおれがやるという部分がどうも出てきていない。宮城県の中にも、せっかく食材王国みやぎをつくろうというんだから、宮城県というコーディネーターとしておれがやると、だから協力するという部分で農協さんはこんなことを考えてという、そのほかの組織はこういうことをやってちょうだいというふうな格好の、やはりどうも腰の入ったおれがやるがないと、もう危機の状況から本当に破綻をしてしまうという状況になるんじゃないかなというふうに感じています。

もう一つ最後に、古川も農業の町ですので、食のまち古川というテーマを今持っていて、TMOという商店街に全くかかわりますまちづくりの部分で、食のまち古川をつくろうと。そのためにはブランド化という問題を取り上げようということで、そのTMOという全くまちづくりのための組織なんですが、この中に食のまち古川のブランド化というふうなことも将来的にわたってのテーマとして持っていきたいというふうに思っています。ですから、先ほどお話がありましたように、地元食材と何か商品開発というのは多分各地域でも起こり得ると思いますので、起こってくると思いますので、やはりそれを本気になって応援してあげる、コーディネートしてあげるというところが、おれがやるというところがないと、どうも僕はこのアイデアはうまくいかないんじゃないかなというふうに感じています。失礼いたしました。

○四ツ柳会長 ありがとうございます。

おれがやるという問題意識がなければならぬという言い方ですが、これはここにあるプランに基づいてだれかがおれがやると言わなければいけないんですが、部会長さん、何か今の食の王国というキーワードが消えたことと、おれがやるというキーワードに関して何かコメントございましたら。

○工藤部会長 ちょっと誤解されておられるんだと思うんですが、食材王国というのは別のプロジェクトです。ですから、我々が検討したのは食材王国の中身について検討したのではなくて、食材王国と連動する部分もあるんだろうけれども、みやぎの食と農の県民条例に即した基本計画づくり、それを答申されていますので、食材王国がダイレクトに入ってくるということはございません。この後、この基本計画を実践に移す過程で、本文の中で多少触れてありますけれども、食材王国のあのプロジェクトとどういうふうに連携を深めていくのか、これはいろいろあると思います。ですから、向こうは向こうで別のプランが今走っていますので、それは一つ誤解していただきたいくないという点ですね。

それから、だれがやるのかというのは、恐らくおっしゃったことは計画立案する主体の県が何をやるのかが見えないという話ですか。そうですね。これは部会でもいろいろ議論になりました。それで、頑張って重点推進プログラムというものを部会としてはどうしてもこの程度のものは出していただきたいと。ですから、例えばさっき説明したお手元の資料の2-2に、他業態とのいろいろな会合ができるような場所がないと、それを含めて連携を深めるということが必要だ、アグリビジネスプラザみたいなものを諸関連産業全体で立ち上げようと、こういうことをぜひ具体的な事業として立ち上げてほしいという部会からの要望になっております。ただ、これ以上具体的なものをいろいろと考えましたけれども、ただ予算の関係等々、これは今はできないというんですね。ですから、今のご発言を含めて確かに県の方でどこをポイントにして何を具体的にやるのかというのは、私らも多少見えないところがありますが、とにかくこのプログラムをとりあえずつくっていただいたと。この答申を受けた後、その辺の具体的なプログラムをつかって、それは情報公開でどんどん公開されるでしょうから、今のご質問に答えられるような県の対応を、私の方からもぜひお願いしたいと思えます。

○四ツ柳会長 よろしゅうございますでしょうか。

ほぼ予定の時間に参りましたが、全体的に見て、細部は今ご意見いただいたことを参考に検討するとして、これを答申としてもよろしいかどうか最後にお諮り申し上げたいと思えますが、いかがでしょうか。

特にご反対という発言はございませんようですので……どうぞ。

○高橋副会長 以前この会で、これで安心できないねという発言をした記憶があるんですが、私は大変うまくこの条例案まとまったと感心しているぐらいなんです。皆さんの意見も盛り込まれた。ですけれども、推進プログラムもあります、これも大変いいプログラムだと思います。積極的なこういう条例、方針に対して、あとは本当の実行プログラムですね、これを遅滞なく本当に目標どおり達成していくんだという組織運営上の仕組みづくりというものを、しっかり裏づけとしてこの後作成していただきたいというふうに思います。私は条例については大変立派な条例ができたというふうに思います。

○四ツ柳会長 ありがとうございます。

そのほかよろしゅうございますか。

○佐々木委員 お願いも含めて発言させていただきます。

ちょっと前私たちが検討した課題ですので発言を控えてきたんですけども、今お話ありましたように、一つは推進体制の問題が最大の問題だろうと思っております。というのは、生産

者、農業サイドが本当にこういう立場に立てるのかというのが、もう一つかぎだろろうと思っています。行政もさることながら。県がつくったとか、第三者的な見方をしているようでは、これは実際やれないだろろうと。ですから、そこをどう啓蒙してやっていくのかということが大切なのではないかと思います。というのは、県がこれを説明した機関の人たちから、県が一生懸命やってくれるだろろうねみたいな話を言っているんですね。それではやっぱりだめだと。一緒にやろろうという意気込みはまだ出てこないというのは、率直に言ってそこをどうするのがこれからのかぎだろろうと思っていますので、私たちも含めてそれはやっていかなければならないと思っています。そういう形で若干お願いも含めて申し上げます。

私も実は認定農業者ですけども、メリットがないとは言われています。でも、そういう人たちが地域を引っ張っていかなければならないという自覚もまた持っていると思うんですね。ですから、そこはこれからの支援をとっていただくのと同時に、もう一つの認定、エコファーマーの問題が出ました。実は私一人だったんですけども、最近ふえてきまして今宮城県10数人になっています。これもまた認定農業者なんですね、県が認めた、国の法に基づいた認定農業者ですので、この組織化を図っていただくと同時に、これも認定農業者になったからエコファーマーになったからといったのメリットというのは余り別れない。財政的な支援というよりも、今国の農水の環境保全型農業推進対策会議か何かでは、宮城県からはアン・マクドナルドさんが多分出ている会議だと思うんですけども、例えばエコファーマーのマーク入りで販売できる仕組みなどをつくってほしいなどという意見も出ているみたいですので、ぜひ県からも国に対してエコファーマーのマークで販売できる仕組みなどで便宜を図ってやるとか、などというお願いも必要だろろうし、それから宮城県の特別栽培の認証制度があるんですけども、東京都は販売しているお店に対しての認証マークなども出しています。この店で売っていますよというような。販売する側に対しての便宜も図っていただけるといいんじゃないかという、これらなども宮城県の認証制度の商品を販売している店みたいな表示もしていただければ、うまく生産と流通がつながってくるのではないかと思います。それらについてぜひお願いしながら、この計画がきちんと本当に県民のものになって、効果あるものになるよう、私たちも一緒に推進していきたいと思っています。以上です。

○四ツ柳会長 ありがとうございます。どうぞ。

○熊谷委員 私も専門委員だったので意見は差し控えておりましたがけれども、料理研究家の千葉先生にお願いしたいんですけども、実は前回も宮城のネギはおいしくないというお話を伺ったんですけども、宮城県にも大変おいしい食材がいっぱいありますので、ぜひこの機会にで

きるだけ宮城の食材を使っただけをお願いしたいなと思います。それで、JA矢本、今度9月1日で管内11市町のJAが合併し、JA石巻となりましたが、恐らく高島屋デパートにも市場外流通で矢本の野菜を直接出しているはずなんです。あと141なんかの地下でも、矢本の朝どり野菜ということで提供しておりますので、ぜひ宮城県の野菜を、おいしいのを探して利用していただきたいなと思います。

それから、いろいろな面でやはり私たち農業者自身をもっと発信していかなければならないのではないかなど。やはり他力本願でなくて、農業者自身をもっともっと生活者の皆さんに対していろいろな農村の多面的機能とか、そういうものを発揮していく必要があるんじゃないかなと思いました。実は先日ちょっとお話してみましたら、農家の田んぼに使う水ですね、あれただ利用していると考えている人がいっぱいいらっしゃるんですね。農家で水利費が多いところでは反当2万円近く又減反している水田にも土地改良区の方に払っているんですよと言ったら、「え、そうなんですか」と。田んぼの水はただだと思ってたという方がいっぱいいらっしゃるんですね。やはりそういうのも農家の人たち自身をもっともっとわかってもらえるように情報発信して、お互いに交流を深めていくべきじゃないのかなと思います。

○四ツ柳会長 ありがとうございます。

大分時間も経過しておりまして、取りまとめについてお諮り申し上げたいと思いますが、今日多様な意見が出ましたので、そのご議論を踏まえてこの取りまとめを行って知事に答申することになりますが、まとめ方の細部につきましては私にご一任いただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、作業を進めさせていただきます。

（2）その他

○四ツ柳会長 では、本日の議題のその他がございしますが、その他について事務局から説明をお願いいたします。

○加藤補佐 長時間にわたり熱心なご討議をいただきましてありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

本日いただきましたご意見以外になおご意見がございましたら、お手元に配付してございますペーパーを、大変恐縮でございますが、何らかの方法で事務局の方までお送りいただければ幸いです。

○四ツ柳会長 ちょっとすみません、いつまでですか。タイムリミット。いつまでに送るか。

○加藤補佐 今週中あたりまで。7日までにお願いいたします。

○四ツ柳会長 よろしゅうございますか、7日までに送ってください。

あしたじゅうにご意見くださいということでございます。

○加藤補佐 よろしいでしょうか。

それでは、みやぎ食と農の県民条例に基づきます基本計画の審議につきましては、本日で終了ということになります。大変ご苦勞さまでございました。

今後の審議会の開催につきましては、現在のところ審議の案件がございませんので、案件が出てきた場合に会長の方とご相談させていただきまして、その後の進め方についてご相談をさせていただきたいと思います。

以上、事務局からのご連絡でございますが、部長から一言お願いいたします。

○菅原産業経済部長 ただいま事務局の方から御礼申し上げたことに尽きるわけでございますが、最後の総括の部分で、県としてどのように取り組むのかという部分についてだけ決意を表明させていただきます。

もう既に県内7ブロックで関係者に集ってもらいまして、この案の段階でご意見を聴取してございます。その中でやはり県は何をやっていただけるんでしょうかというぐあいのご意見も多々出ていと聞いていまして、事務局は「いや、これは皆さんが何をやるかということに県がお手伝いをどうできるかということにつながる話です」ということで、理解を深めている最中でございます。計画は高橋委員に立派なものだとおっしゃっていただきました。ですから、私らも立派な計画を立派なままで置いておくということは絶対にいたしません。何とか関係者が、特に農家の方々を含めて、みずから立ち上がらなければ宮城の農業、10年先、20年先は壊滅していると、その危機感は後ろにいる者ども一様に抱いてございます。

今回、部会のご審議あるいは審議会のご審議を通じていただいたご注意、ご意見、ご提案ということにつきましては、真摯に考え実行に移してまいりたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと存じます。今後ともまた何かと審議会の開催は開催として、ご意見をいただきに上がることもあろうかと存じます。その際にもよろしくご指導、ご鞭撻をちょうだいできますようお願い申し上げまして、御礼のあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

4. 閉 会

○四ツ柳会長 それでは、ほかに特に何かなければ、これをもちまして審議の一切を終了させて

いただきたいと思います。

どうもご協力ありがとうございました。

○加藤補佐 以上をもちまして、第3回宮城県産業振興審議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。